

第 11 次 鳩山町交通安全計画（案）

～ 交通死亡事故のない安心・安全なまちづくり ～

（令和 3 年度～令和 7 年度）

令和 3 年 2 月

埼玉県 鳩山町

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1部 総論 | 2 |
| 第1章 交通安全計画の策定 | 2 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 第2章 交通事故の状況 | 4 |
| 1 埼玉県の状況 | 4 |
| 2 鳩山町の状況 | 4 |
| 第3章 交通安全対策の方針 | 8 |
| 1 交通安全対策の重点 | 8 |
| 2 交通安全対策の柱 | 9 |
| 3 交通安全計画の目標 | 10 |
| 第4章 計画の推進体制 | 11 |
| 1 行政機関 | 11 |
| 2 交通関係団体、ボランティア、事業者等 | 11 |
| 3 町民 | 11 |
| 第2部 各論 | 12 |
| 第1章 歩行者と環境にやさしい道路交通環境の整備 | 12 |
| 1 歩行者優先の安心・安全な歩行空間の確保 | 12 |
| 2 交通安全施設等の整備 | 13 |
| 3 効果的な交通規制の推進 | 14 |
| 4 総合的な駐車対策の推進 | 14 |
| 5 災害に備えた道路交通環境の整備 | 14 |
| 6 その他の道路交通環境の整備 | 15 |
| 第2章 交通安全思想の普及徹底 | 16 |
| 1 高齢者に対する交通安全教育の推進 | 16 |
| 2 子どもに対する交通安全教育の推進 | 16 |
| 3 成人等に対する交通安全教育の推進 | 18 |
| 4 地域ぐるみの交通安全教育の推進 | 19 |
| 5 自転車の安全利用の推進 | 19 |
| 6 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | 20 |
| 7 町民総ぐるみの交通安全運動の推進 | 21 |
| 8 民間交通団体等の主体的活動の推進 | 21 |
| 第3章 道路交通秩序の維持 | 22 |
| 1 交通の指導取締りの要請等 | 22 |

| | |
|-------------------|----|
| 2 暴走族及び旧車會對策の強化 | 22 |
| 第4章 救急・援助活動の充実 | 23 |
| 1 救急・救助体制充実の要請等 | 23 |
| 2 応急手当の普及啓発活動の推進 | 23 |
| 3 救急救命士の養成等の推進 | 23 |
| 第5章 被害者支援の推進 | 24 |
| 1 自転車損害賠償保険への加入啓発 | 24 |
| 2 交通事故相談への対応 | 24 |
| 3 交通遺児等に対する援助 | 24 |

はじめに

本町では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、関係行政機関や交通関係団体、そして町民との密接な連携のもと、様々な交通安全対策を推進してきました。

その結果、平成21年2月に発生した痛ましい交通死亡事故を最後に、これまで交通死亡事故ゼロを継続しており、平成31年2月に10年間継続という節目を、そして、令和2年1月には4,000日間継続という新たな節目を迎えました。

今後も、交通死亡事故ゼロの記録を末永く継続することで、「安心・安全なまちづくり」を交通政策から展開していけるよう、積極的な交通安全啓発活動に取り組む必要があります。

一方、高齢者が関わる交通事故や自転車乗車中の交通事故は、町内の各所で発生している状況であり、今後も一層の交通環境の整備と交通安全思想の普及に取り組むなど、本町における交通事故の特徴に応じた総合的な防止対策を講じなければなりません。

こうしたことから、本町では、国の第10次交通安全計画及び県の第10次埼玉県交通安全計画に基づくとともに、現在策定中の第11次交通安全計画及び第11次埼玉県交通安全計画に留意し、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組む交通安全に関する施策の基本的な指針として、「第11次鳩山町交通安全計画」を策定しました。

本町では、この交通安全計画に基づき、関係行政機関や交通関係団体、そして町民と密接に連携し、交通の状況や地域の実態に即した交通安全対策を、総合的かつ効果的に推進します。

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

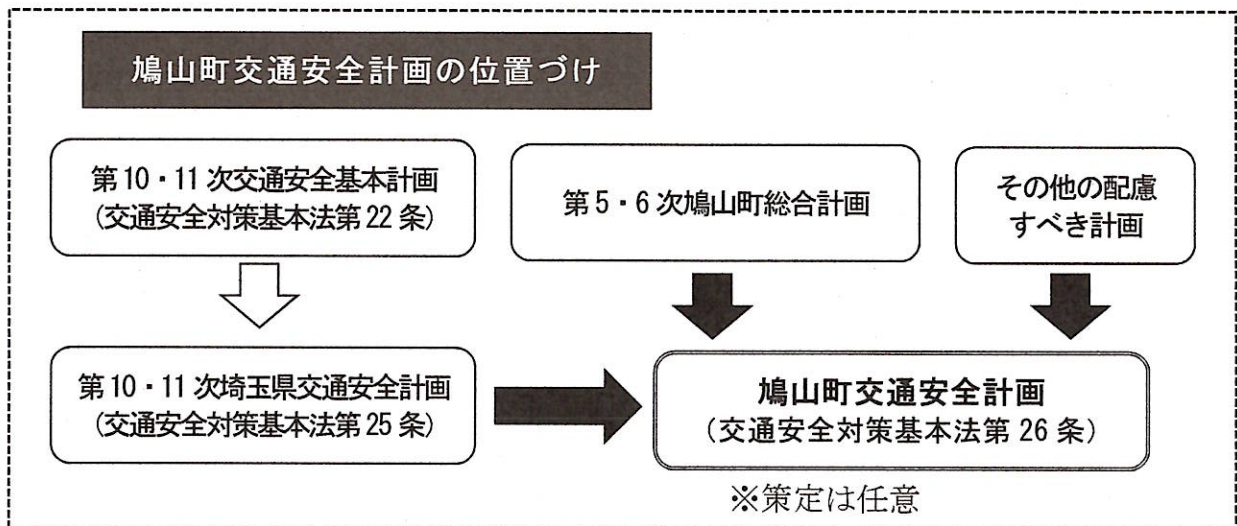
交通安全施策の推進に際しては、人命尊重の理念のもとに、交通事故ゼロ、そして、交通死亡事故ゼロを目指し、交通事故の実態に対応した様々な施策を展開し交通事故の抑止が図られるよう、交通安全対策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

このような観点から、本計画は、第10次埼玉県交通安全計画との整合性を図るとともに、現在策定中の第11次埼玉県交通安全計画に基づいて、本町の交通事故実態等を踏まえた施策を総合的に推進するため策定するものです。

なお、本計画に位置付けた施策は多岐に渡るものであり、相互に密接な関係を有していることから、関係行政機関や交通関係団体、そして町民との相互連携を図り推進することで、交通死亡事故を含む交通事故全体の撲滅を目指すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、「第10次埼玉県交通安全計画」及び、現在策定中の「第11次埼玉県交通安全計画」を指針として策定したものであり、町、町民、地域活動団体、関係行政機関及び交通関係団体が実施する施策の大綱を定めたものであり、町の交通安全施策の指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2026年度）までの5年間とします。

第2章 交通事故の状況

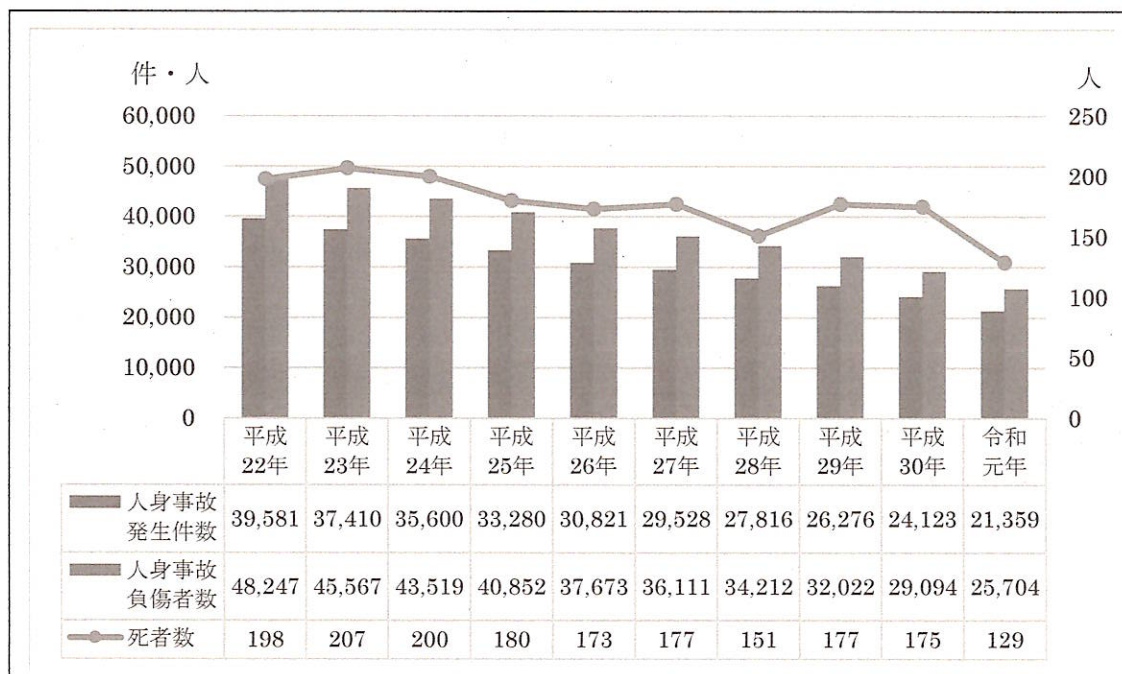
1 埼玉県の場合

埼玉県内の交通事故による死者数は、【図1】のとおり、平成22年度の198人から概ね減少傾向で推移しており、令和元年度は129人まで減少しています。

また、人身事故発生件数及び人身事故負傷者数についても、同様に概ね減少傾向で推移しており、これまでの交通安全対策の取り組みについて、一定の成果があったものと考えられます。

【図1】

埼玉県の交通事故死者数、人身事故発生件数、人身事故負傷者数の推移



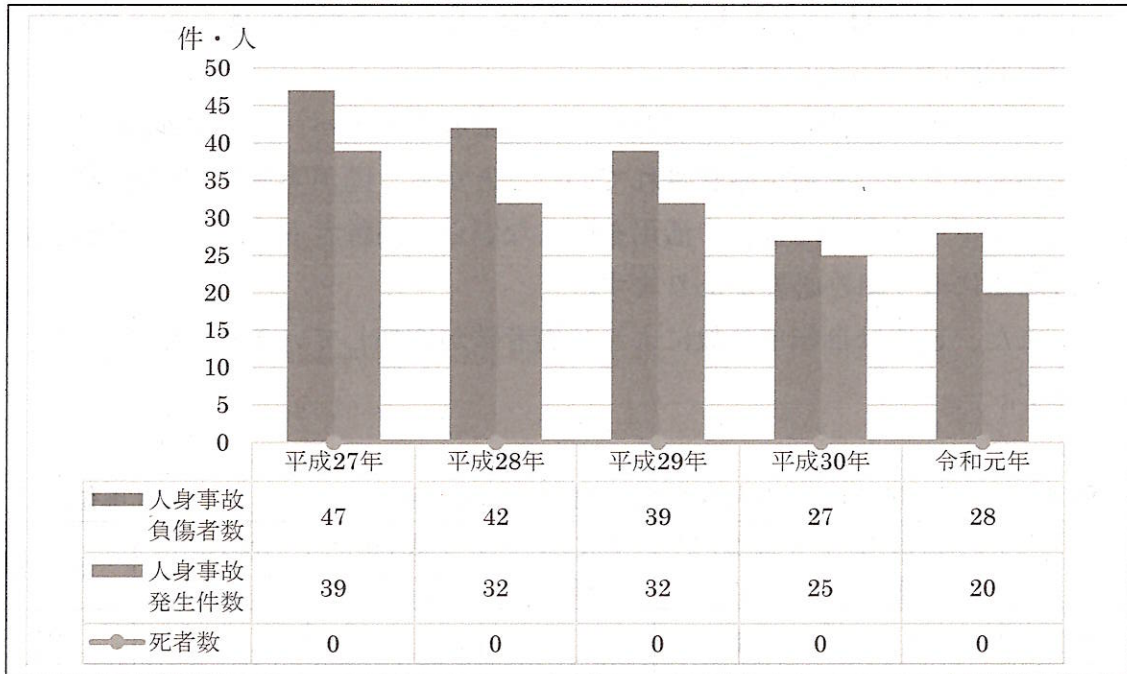
2 鳩山町の状況

鳩山町内の交通事故による死者数は、【図2】のとおり、平成21年2月から令和元年度までの間に発生していません。

一方、人身事故発生件数及び人身事故負傷者数については、毎年度減少傾向で推移していますが、重篤な状態となる人身事故も発生していることから、今後も交通死亡事故ゼロを継続していくためには、これまで以上に積極的な交通安全対策への取り組みが必要であると考えられます。

【図2】

鳩山町の交通事故死者数、人身事故発生件数、人身事故負傷者数の推移



① 人身事故負傷者数の約21%が高齢者

平成27年度から令和元年度までの、5年間の人身事故負傷者数を年齢階層別に見ると【図3】のとおり、高齢者（65歳以上）が39人で、全体の約21%となっています。

なお、本町は、高齢化率が県内一位であり、今後の更なる高齢化の進展による重篤な人身事故の増加が懸念されます。

【図3】 鳩山町の年齢階層別人身事故負傷者数の推移 (単位：人)

| | 平成27年 負傷者数 | 平成28年 負傷者数 | 平成29年 負傷者数 | 平成30年 負傷者数 | 令和元年 負傷者数 | 合計 |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-----|
| 子ども | 7 | 1 | 3 | 2 | 2 | 15 |
| その他 | 31 | 33 | 25 | 18 | 22 | 129 |
| 高齢者 | 9 | 8 | 11 | 7 | 4 | 39 |
| 合計 | 47 | 42 | 39 | 27 | 28 | 183 |

※子ども：中学生まで、その他：16歳～64歳、高齢者：65歳以上

② 人身事故負傷者は自動車事故が多く、自転車事故の比率が増加

平成 27 年度から令和元年度までの、5 年間の人身事故負傷者数を状態別に見ると【図 4】のとおり、自動車事故による負傷者数が多くを占め全体の約 62%となっています。

この自動車事故の発生原因として、高齢者ドライバーのペダル踏み間違いが起因となる事例が確認されていることから、国が実施している「安全運転サポート車補助金」の活用を図りながら、高齢者ドライバーの交通事故防止に取り組む必要があります。

また、近年は自転車事故による負傷者数が増加している状況が確認できます。

【図 4】 鳩山町の状態別人身事故負傷者数の推移 (単位：人)

| | 平成 27 年 負傷者数 | 平成 28 年 負傷者数 | 平成 29 年 負傷者数 | 平成 30 年 負傷者数 | 令和元年 負傷者数 | 合 計 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|-----|
| 歩行者 | 6 | 4 | 7 | 5 | 5 | 27 |
| 自転車 | 8 | 6 | 8 | 4 | 5 | 31 |
| 原付車 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 9 |
| 自二車 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 自動車 | 31 | 29 | 22 | 15 | 17 | 114 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 47 | 42 | 39 | 27 | 28 | 183 |

③ 時間帯別の人身事故発生状況

平成27年度から令和元年度までの、5年間の人身事故発生件数を時間帯別に見ると【図5】のとおり、16時から20時の間の発生件数が36件で、全体の約24%を、8時から12時までの間の発生件数が43件で、全体の約29%となっており、通勤・通学時間帯の発生が多くなっています。

【図5】 鳩山町の時間帯別人身事故発生件数の推移 (単位:件)

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|-----|
| 0時～2時 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 2時～4時 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4時～6時 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 6時～8時 | 1 | 5 | 4 | 3 | 1 | 14 |
| 8時～10時 | 5 | 6 | 7 | 3 | 4 | 25 |
| 10時～12時 | 4 | 3 | 3 | 6 | 2 | 18 |
| 12時～14時 | 4 | 6 | 4 | 3 | 1 | 18 |
| 14時～16時 | 8 | 5 | 6 | 2 | 3 | 24 |
| 16時～18時 | 9 | 3 | 4 | 4 | 3 | 23 |
| 18時～20時 | 6 | 0 | 2 | 2 | 3 | 13 |
| 20時～22時 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 5 |
| 22時～0時 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| 合計 | 39 | 32 | 32 | 25 | 20 | 148 |

以上、本町の交通事故発生の推移と状況を取り纏めました。これまでの総合的な交通安全対策への取り組みの成果もあり、人身事故発生件数及び負傷者数については減少傾向となっています。一方、依然として交通事故は多発している状況であり、痛ましい交通死亡事故には至っていないものの、重篤な人身事故が発生しているなど、引き続き、効果的な交通安全対策を推進することによる交通事故防止に努めることが求められています。

第3章 交通安全対策の方針

1 交通安全対策の重点

(1) 高齢者の交通安全の対策

高齢者の交通事故を防止するため、認識しやすい交通標識の設置やバリアフリー歩道など、道路交通環境の整備を進めます。さらに、今後の高齢者人口の増加に伴い、高齢者ドライバーに起因する交通事故比率が高まることが想定されることから、高齢者が集う様々な機会を捉えた交通安全の意識啓発を行うとともに、交通安全教育を推進します。

また、近年の社会問題となっている、高齢者ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる暴走事故を抑止するため、国における「安全運転サポート車補助金」の積極的な活用を促すとともに、運転免許証の自主返納を支援する施策等も合わせて推進します。

なお、県では高齢者を交通事故から守る県民運動として、「早めのライト点灯、反射材着用、歩行者保護」を柱とした「きらめき3H（トリプルエイチ）運動」の推進を重点目標としており、本町においても町民に対し、広報等による周知を図ります。

(2) 子どもの交通安全の確保

子どもの交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を進めるとともに、小学校児童の登下校時における青色パトロール車による巡回を引き続き実施します。

(3) 自転車・歩行者の交通安全の確保

自転車の交通事故を防止するため、平成24年施行の「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全利用の啓発及び推進に取り組む中で、自転車利用に対する安全教育を積極的に展開することにより、交通ルール並びに交通マナーの徹底を図ります。

また、歩行者の交通事故を防止するため、本町の交通事故類型に即した交通安全教室の開催、交通事故多発時間帯における適切な歩行着衣などの周知を図ります。

なお、県では「横断歩道CS（チェック&ストップ）作戦」と題し、横断歩道における歩行者優先の徹底周知、啓発を推進しており、本町においても役場職員並びに町民に対し、広報等による周知を図ります。

(4) 交通事故が起こりにくい意識向上及び環境整備

交通事故件数が多い町内主要交差点において、各季の交通安全運動期間を通じ、関係行政機関、交通安全団体及び町民と連携した立哨指導を実施することにより、交通安全意識の醸成を図ります。

また、道路改良等により整備される交差点について、引き続き信号機の設置を要望します。

2 交通安全対策の柱

(1) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

交通安全対策を適切に進めるためには、人、自転車、バイク及び車が、安全かつ円滑に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。

このため、本町の事故要因に即した効果の高い対策として、カーブミラーや道路交通標識の設置、道路標示などの交通安全施設の整備を推進します。

また、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活基盤を確保するため、歩道等のバリアフリー化並びに視覚障害者誘導用ブロックの敷設を推進します。

(2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全の基本は、町民一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを身に付け、実践することが必要です。

このため、子どもから高齢者に至る全ての町民を対象に、以下のように段階的かつ体系的な交通安全教育を実施します。

○自転車の利用機会が多い児童・生徒に対しては、正しい交通ルールとマナーが確実に習得できるよう、安全な乗り方等を含む実践型教育を推進します。

○夜間の交通事故防止としては、視認効果の高い反射材を含む着衣の着用について、交通安全教育及び広報等による啓発活動を推進します。

○高齢者に対しては、加齢による心身機能の変化が行動に及ぼす影響についての理解を促し、町民一人ひとりには、高齢者の身体的行動の理解と思いやりを持った交通マナーの実践を推進します。

○飲酒運転を根絶するため、関係行政機関と連携した広報及び啓発活動を推進します。

(3) 道路交通秩序の維持

違法駐車による緊急車両の通行阻害などは、安心・安全な町民生活を脅かす交通違反であるため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、交通秩序の維持を図ります。

(4) 救急・救助活動の充実

交通事故による負傷者の救命及び身体的被害を最小限に抑えるため、救急・救助活動の充実を関係機関に要望します。また、交通事故現場に居合わせた方が、適切かつ迅速な応急手当を施せるよう、町民に対して救急救命講習会等への積極的な参加を呼びかけます。

(5) 被害者支援の推進

交通事故に巻き込まれた場合、被害者となる当事者の知識や情報が乏しいと、様々な手続きや交渉等による精神的な苦痛に留まらず、経済的な困難にも直面することとなります。

このような事態を生じさせないため、交通事故被害者が相談できる窓口となる、交通事故相談所に関する情報の提供を適切に進めます。

3 交通安全計画の目標

交通事故ゼロ、そして、交通死亡事故ゼロ日数の継続が、安心・安全なまちづくりとしての交通安全計画の目標となります。

なお、本町は交通死亡事故ゼロの継続日数が県内一位であり、令和2年1月に4,000日を、そして、令和2年2月に11年間継続という記録を達成している状況から、計画の目標を「交通死亡事故ゼロ」と設定します。

第4章 計画の推進体制

1 行政機関

町は、本計画を策定した行政機関として、計画の趣旨及び各種施策を踏まえ、各地域の状況や町民生活に対応したきめ細やかな事業推進を図るとともに、国、県、関係機関及び交通関係団体等と密接に連携し、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進します。

2 交通関係団体、ボランティア、事業者等

町内各地における、交通関係団体及びボランティア等が行う交通安全活動は、極めて大きな役割を担うとともに着実な効果に結びついていることから、今後についても町と交通関係団体等が連携・協力した交通安全対策を進めることが求められます。

また、交通安全対策を推進するうえで、事業者も大きな役割を果たしており、特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

3 町民

悲惨な交通事故、そして、痛ましい交通死亡事故をなくすためには、町民一人ひとりが、正しい交通ルールとマナーを実践することが何よりも大切です。

特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、乗車時には必ずシートベルトを着用する、夜間に徒歩で外出する際は反射材を含む着衣を身に付けることを習慣付けるなど、まずは「自分にできることから始める」ことが求められます。

第2部 各論

第1章 歩行者と環境にやさしい道路交通環境の整備

1 歩行者優先の安心・安全な歩行空間の確保

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

自動車の交通量が多い生活道路では、歩行者や自転車の人身事故発生割合が高くなる傾向があることから、通過車両の進入を抑制する取り組みを推進します。

また、歩行者等が安心して通行できる道路空間を確保するため、歩道の設置及び改善等を推進します。

(2) 通学路等における安全対策の推進

(産業環境課・まちづくり推進課・教育委員会事務局)

児童・生徒の通学時の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進します。

また、町、保護者、学校、交通安全団体及び地域が互いに連携を図りながら、通学路の安全点検を実施するとともに、青色パトロール車を活用した安全歩行の現地指導の実施など、歩行者の視点に立った安全対策を推進します。

(3) 道路交通環境のバリアフリー化の推進

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

高齢者及び障がい者等を含めた全ての町民が、安全に、そして安心して生活できる道路交通環境を実現するため、見やすく、分かりやすい道路交通標識の設置を推進します。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び「鳩山町が管理する町道の構造等の基準を定める条例」等に基づき、バリアフリーに配慮した道路・歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び適切な管理などを推進します。

2 交通安全施設等の整備

(1) 機能分担された道路網の整備

(まちづくり推進課)

交通安全対策として、体系的な道路網の整備による生活道路と幹線道路の適切な機能分担が必要となります。このため、町内の道路整備を進める際は、生活道路の通過交通の低減を含めた幹線道路との効果的な分散を図る整備を進めます。

また、第5・6次総合計画に位置付けた幹線構想道路整備に向け、関係行政機関との協議等に取り組みます。

(2) 交通事故多発地点の整備

(産業環境課・まちづくり推進課)

交通事故が多発している道路や交差点、その他交通の安全を確保する必要がある場所等については、カーブミラーや防犯灯、視線誘導道路標示など交通安全施設の整備を重点的に推進します。

また、交差点における交通事故抑止を図るため、令和2年度に「埼玉県防犯環境整備推進補助金」を活用し、町内主要交差点3ヶ所に防犯カメラを設置します。

(3) 通学路の整備

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課・教育委員会事務局)

児童・生徒の通学時の安全を確保するため、通学路の安全点検を実施し危険箇所等を把握するとともに、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を進めます。

また、第4期通学路整備計画に位置づけた歩行者の視点に立った安全対策として、通学路上の路上駐車排除など交通環境の整備にも取り組みます。

(4) 分かりやすい案内標識の整備

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

安全で快適な道路交通環境を確保するため、視認性に優れた標識の大型化など、利用者の立場に立った系統的で分かりやすい案内標識の整備を進めます。

(5) 信号機の設置

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

住民から寄せられる信号機設置要望に対しては、道路構造及び交通実態を考慮し、交通事故発生危険性が高い場所への信号機の設置を、関係行政機関に対して強く要望します。

また、既設の信号機についても、現在の交通事情に合わせた改修及び整備を要望するとともに、道路改良等により整備される交差点への信号機の設置も要望します。

3 効果的な交通規制の推進

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

道路における危険を防止するとともに、道路網の機能を良好な状態に維持するためには、適切な交通管理を推進する必要があります。このためには、交通事故が多発している地域や道路、交差点において、さらに効果的な交通規制を検討し交通実態に即した交通規制となるよう、関係行政機関に見直しを要望します。

4 総合的な駐車対策の推進

(西入間警察署・産業環境課)

道路交通の安全と円滑化を図るとともに、安心・安全な町民生活環境を確保するため、交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進します。

また、違法駐車が原因となる交通事故の発生や、緊急車両の通行阻害など、道路交通に大きな影響を与える恐れがあることから、違法駐車の排除及び適正な自動車の保管場所の確保等に関して、各季の交通安全運動等のあらゆる機会を通じ、町民への広報及び啓発活動を行います。

5 災害に備えた道路交通環境の整備

(西入間警察署・まちづくり推進課)

地震、豪雨、豪雪等が発生した場合においても、安心・安全な生活を支える道路交通の確保が図られるよう、道路構造物の補強や橋梁の耐震化を推進します。

また、災害時の道路交通の混乱等を防止するため、警察を始めとした関係行政機関と連携を図り、必要な交通規制を実施します。

6 その他の道路交通環境の整備

(1) 防犯カメラやドライブレコーダ等の活用推進

(産業環境課)

防犯カメラやドライブレコーダ等を効果的に活用するよう推進します。

防犯カメラは、児童・生徒の通学時の安全を守るとともに、交通事故時の迅速な対応や犯罪等に対する抑制に効果があるため、令和2年度から町内の主要交差点を中心に設置を進めます。

また、ドライブレコーダは万が一の事故や事件に対し効果があるため、今後の安心・安全なまちづくりの実現に向けた取り組みとして町民の方の設置に向けた取り組みを推進します。

(2) 道路占用及び道路使用の適正化

(西入間警察署・まちづくり推進課)

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、不法占用物件等に対する指導を強化するとともに、沿道住民等を対象とした啓発活動を推進します。

また、道路占用及び道路使用許可にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可等に付した条件等の遵守を徹底するなどの適正化を図ります。

(3) 交通公害発生の防止

(産業環境課)

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動などの交通公害の発生を防止するため、関係行政機関と連携したアイドリングストップの徹底や、低公害車導入促進などの自動車対策を実施するとともに、急発進や急加速を防止するエコドライブを推進します。

第2章 交通安全思想の普及徹底

1 高齢者に対する交通安全教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育

(西入間警察署・長寿福祉課・産業環境課)

現在のように高齢化が進展している状況では、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るための交通安全教育が非常に重要であることから、高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う心身機能の変化が歩行時や自転車運転時に及ぼす影響への理解、道路や交通状況に応じた安全通行に必要な技能や交通ルール、マナーの再確認に取り組むほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を目標とします。

特に、高齢者同士の相互啓発等への取り組みとして、老人クラブ等の関係団体と連携した高齢者交通安全教室を実施します。

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

(西入間警察署)

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習時において、自己運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識できるよう、関係行政機関や交通団体等に要請します。

また、このような交通安全教育を通して、高齢運転者の潜在リスクなどに関する認識を深めることにより、自主的な運転免許返納の推進を目標とします。

2 子どもに対する交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

(町民健康課・産業環境課・教育委員会事務局)

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールや正しいマナーを実践する態度を身に付けるとともに、日常生活において安全に道路等を通行するために必要な、基本的な技能及び知識を習得することを目標とします。

また、保育園や幼稚園においては、家庭や地域、関係行政機関や交通関係団体等と連携しながら、日常の保育や教育活動などのあらゆる場面をとらえた交通安全教育を推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得するとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路等を通行するための危険を予測し、そして回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、小学校においては、家庭や地域、関係行政機関や交通関係団体等と連携しながら、歩行者としての心得、自転車の安全な利用及び交通ルールの意味と必要性などについて、重点的な交通安全教育を実施します。なお、登下校時の児童の安全を確保するため、青色パトロール車を活用した安全歩行の現地指導を実施するとともに、交通ボランティアによる指導等を引き続き要請します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要となる、自転車で安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得するとともに、自分の安全ばかりでなく思いやりを持ち、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校においては、家庭、関係行政機関及び交通関係団体等と連携しながら、学級活動や生徒会活動を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避等を重点にした交通安全教育を実施します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課・鳩山高等学校)

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要となる、自転車の利用者及び二輪車の運転者として、安全に道路を通行するための技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任ある行動ができる健全な社会人の育成を目標とします。

また、高等学校においては、家庭、関係行政機関及び交通関係団体等と連携しながら、学校教育活動の全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車及び自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等につ

いて理解を深めるとともに、普通免許取得前の教育として、性格を重視した交通安全教育を実施します。

3 成人等に対する交通安全教育の推進

(1) 若者に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課)

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故の実態及び交通事故加害者の実態の周知を重点として、自己の運転技量に対する正確な認識並びに社会的責任が十分自覚できるようにすることを目標とします。

このため、運転者としての交通安全意識を高めるとともに、著しい速度超過や飲酒運転など、悪質かつ危険な運転の防止を図ります。

(2) 成人に対する交通安全教育

(西入間警察署・産業環境課)

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転確保の観点から免許取得及び取得後の運転者教育を中心として、運転者としての社会的責任の自覚、歩行者及び自転車利用者の保護、著しい速度超過や飲酒運転等の死亡事故に繋がる恐れの高い悪質で危険な運転の防止などの理解を含めた、交通安全意識の向上を目標とします。

また、企業内等における交通安全管理の推進を図るため、交通安全管理者及び運行管理者等を対象とした法定講習の受講を勧奨するとともに、企業及び事業者等の自主的な事故防止活動等を支援します。

(3) 障がい者に対する交通安全教育

(西入間警察署・長寿福祉課・産業環境課)

障がい者に対する交通安全教育は、関係行政機関等との連携を図りながら、様々な福祉活動の場を活用し交通ルールを理解を深めるとともに、障がい者自身や介護者等の障がい者に付き添われる方を対象とした講習会を開催し、安全な交通環境の保持による重大な交通事故から回避することを目的とします。

4 地域ぐるみの交通安全教育の推進

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

交通安全教育活動については、警察、地域社会、家庭、町、学校、関係民間団体及び企業が連携を図りながら、それぞれの特性を活かした総ぐるみの活動となるよう推進します。

このため、町民一人ひとりに広く交通安全意識の普及及び浸透が図られる、参加・体験・実践型の交通安全教育を展開するとともに、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、関係行政機関や交通関係団体等と緊密な連携による各種交通安全運動を推進します。

5 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

(西入間警察署・産業環境課)

「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日、中央交通安全対策協議会交通対策本部決定)の活用により、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

また、自転車が道路を通行する場合に、車両としての交通ルールの遵守及び交通マナーの実践に対する理解の向上を図るとともに、自転車運転者が加害者となる交通事故が多発している状況から、自転車利用時の傘差し、スマートフォン等の操作や画面注視などの危険性等の周知・徹底とあわせ、加入が義務化されている自転車保険の加入を推進します。

(2) 自転車用ヘルメットの普及促進

(西入間警察署・産業環境課・教育委員会事務局)

自転車用ヘルメットの着用効果等について、小中学校の交通安全教室や交通安全週間等の機会を通じた周知及び啓発活動に取り組みます。

また、中学校の全生徒に自転車乗車時のヘルメット着用を義務付けており、通学及びクラブ活動等による自転車利用時に、引き続きヘルメット着用の徹底を推進します。

なお、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、児童生徒の保護者はその児童生徒に対し、また、高齢者の家族はその高齢者に対し、自転車利用時のヘルメット着用などを助言する努力義務が規定されていることから、自転車の安全利用を進める中で理解を求め、自転車用ヘルメットの着用促進を図ります。

6 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシート着用等の徹底

(西入間警察署・産業環境課)

シートベルトの着用効果及びチャイルドシートの使用効果、正しい着用方法や使用方法などについての理解を深め、車両乗車員全員のシートベルトの着用及びチャイルドシートの利用が必要な幼児・児童等への正しい使用の徹底を図ります。

このような取り組みを進めるため、関係行政機関や交通関係団体等と連携しながら、あらゆる機会を通じた普及啓発活動を展開します。

(2) 飲酒運転の根絶

(西入間警察署・産業環境課)

飲酒運転による痛ましい事故は、依然として全国的に発生している状況であることから、飲酒運転を根絶するため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、各種講習会、交通安全運動週間における街頭指導などの機会を通じ、広報や啓発活動を推進します。

(3) 夕暮れ時・夜間の交通委事故防止対策の推進

(西入間警察署・産業環境課)

夕暮れ時及び夜間に交通事故が発生する傾向にあることから、この間の交通事故を防止するため、自転車や自動車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者や自転車利用者に対する反射材用品や自発光ライト等の普及を図ります。特に高齢者に対しては、反射材用品等を身に着けるとともに、明るい色の服装等の着用効果に関する広報啓発活動を推進します。

(4) 交通死亡事故ゼロの継続を意識した効果的な広報活動の推進

(西入間警察署・産業環境課)

当町では、平成31年2月に交通死亡事故ゼロを10年間継続するという節目を、そして、令和2年1月には4,000日間継続するという新たな節目を迎えました。なお、当該記録は埼玉県内一位の記録（令和2年4月30日現在）であり、本計画の目標も「交通死亡事故ゼロ」と設定しています。

今後も、交通死亡事故ゼロの継続を意識した効果的な広報活動として、「広報はとやま」や「町ホームページ」を活用し、町民生活に密着したきめ細かい情報発信等を推進します。

7 町民総ぐるみの交通安全運動の推進

(西入間警察署・産業環境課)

町民一人ひとりに広く交通安全意識の浸透を図り、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民が主体的に道路交通環境の改善等に向けた取り組みが進められるよう、町民総ぐるみの交通安全運動を実施します。特に、各季における交通安全運動週間の活動に当たっては、運動の趣旨や重点目標等を事前に町民に広報・周知し、町民が一丸となった交通安全運動として展開するとともに、関係行政機関や交通関係団体等とも連携しながら、交通事故防止の徹底に取り組みます。

8 民間交通団体等の主体的活動の推進

(西入間警察署・産業環境課)

交通安全を目的とする民間団体やボランティア団体等に対して、交通安全教育指導者の育成等の事業、様々な活動に対する援助及び交通安全対策に必要な資料の提供など、団体等が主体的に活動できるよう積極的な支援を実施します。

また、各季の交通安全運動週間における活動に際しては、西入間交通安全協会鳩山支部を中心に、行政と民間団体を含む交通関係団体が連携し、効果的な活動の展開を図ります。

第3章 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの要請等

(西入間警察署・産業環境課)

交通ルールを無視した交通事故を防止するためには、交通指導取締りなどを通じた道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、埼玉県警察本部では、交通死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しているところであり、町としても、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過など悪質・危険性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を要請します。

2 暴走族及び旧車會對策の強化

(西入間警察署・産業環境課)

暴走族及び旧車會對策を強力に推進するため、関係行政機関や交通関係団体等が連携し、地域ぐるみで暴走族及び旧車會追放の機運の向上に努め、暴走行為をさせない・できない環境づくりを進めるとともに、必要に応じた交通指導取締りの強化を要請します。

※旧車會とは、旧型の自動車または自動二輪車を暴走族風に改造し、集団走行を行うグループの総称であり、「会」を旧字の「會」を用いて表記する特徴がある。

第4章 救急・援助活動の充実

1 救急・援助体制充実の要請等

(総務課・西入間広域消防組合)

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携及び協力関係を確保するとともに、救急・救助体制の充実を図るよう要請します。

2 応急手当の普及啓発活動の推進

(総務課・西入間広域消防組合)

交通事故による負傷者の救命率の向上を図るとともに、身体的被害を最小限にとどめるためには、交通事故現場に居合わせた「関係者」らによる適切な応急手当てを行う必要があります。

このため、自動体外除細動器(AED)の使用を含めた救命講習会を随時開催し、町民の積極的な参加を呼び掛けるとともに、「広報はとやま」や「町ホームページ」を活用し、自動体外除細動器(AED)の設置場所に関する情報提供に取り組むなど、応急手当の普及啓発活動を推進します。

3 救急救命士の養成等の推進

(西入間広域消防組合)

交通事故発生による救急現場においては、負傷者に対する高度な救急救命措置が迅速かつ適切に実施されることにより、負傷者の救命率の向上が図られます。

このため、「気管挿管」や「薬剤投与」等の特定行為(医師の具体的指示のもとに実施する救急救命措置)が実施できる、救急救命士の計画的養成並びに育成を要請します。

第5章 被害者支援の推進

1 自転車損害賠償保険への加入啓発

(産業環境課)

近年、自転車事故が増加しているとともに、自転車利用者が加害者となり高額な賠償責任を負うケースが顕在化しています。

埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用促進に関する条例」を改正し、平成30年4月から自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の賠償に伴う経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し「自転車損害賠償保険等」への加入を義務付けていますが、すべての自転車利用者が自転車損害賠償保険等に加入している状況ではありません。

このため、自転車利用者の責務として、自転車損害賠償保険等に加入することの必要性について、様々な機会を捉えて啓発活動に取り組むこととします。

2 交通事故相談への対応

(産業環境課)

交通事故により交通事故被害者等は、かけがえのない尊い生命までも絶たれてしまうという大きな不幸に、また、身体的、精神的及び経済的被害に見舞われることがあることから、交通事故被害者等を支援することは極めて重要です。

このため、交通事故被害者等から寄せられる様々な相談に対しては、埼玉県交通事故相談、法テラス（日本司法支援センター）及び（公財）日弁連交通事故相談センターなどの必要な支援機関を紹介できるよう、被害者の心情に配慮した適切な対応を行います。

3 交通遺児に対する援助

(産業環境課・教育委員会事務局)

交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により遺児等となった児童・生徒等に対しては、埼玉県交通安全対策協議会が行う援護金などの給付事業、交通遺児等への募金事業、自動車事故対策機構が行う生活資金貸付事業及び交通遺児育成基金が行う育成基金事業等について、積極的な広報・周知活動に取り組むとともに、身近な共済制度である「交通災害共済」への加入を促進します。

第 11 次 鳩山町交通安全計画

発行 埼玉県 鳩山町

編集 鳩山町産業環境課

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16

電話：049-296-5894（課直通）

FAX：049-296-7557

E-mail：h230@town.hatoyama.lg.jp